

名護市民農園設置及び管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名護市が設置管理する市民農園（以下「市民農園」という。）を農業者以外の市民に貸付け、市民が野菜や花の栽培を通じて自然と触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 市民農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
名護市民農園	名護市字許田大石1067番地
ふれあい市民農園	名護市字我部祖河1199番地の5

(貸付期間)

第3条 市民農園の貸付期間は、貸付けを受けようとする者を公募した年の5月1日から翌々年の2月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の貸付期間は、次のとおりとするものとする。

- (1) 補欠により利用許可を受けた利用者の貸付期間 前利用者の利用期間の残余期間
- (2) 第9条第1項第2号の規定により、利用を継続する者の貸付期間 利用決定日から翌々年度の2月末日まで

(利用時間)

第4条 利用者が市民農園を利用できる時間は、毎日日の出から日没までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に市民農園の利用を禁止することができる。

(区画及び貸付料)

第5条 市民農園の区画及び貸付けに係る金額（以下「貸付料」という。）は、別表のとおりとし、年度ごとに算出した額とする。ただし、当該年度ごとに算出した額に、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

- 2 利用者は、貸付料を市長が指定する日までに納付しなければならない。
- 3 納付した貸付料は、還付しない。ただし、利用者の責に帰さない理由により貸し付けた区画が利用できなくなった場合は、この限りでない。

(利用対象者)

第6条 市民農園の利用対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 名護市内に居住する者であって、耕作可能な農用地を有していない世帯に属するもの
- (2) 市長が特に必要と認める者

2 市民農園は、世帯及び団体を単位として利用するものとし、1世帯につき1区画、団体については市長が認める区画数とする。

(募集の方法)

第7条 市民農園を利用開始しようとする者の募集は、広報誌、市ホームページ等に掲載し、公募により行う。

2 募集期間は、第3条第1項で規定する貸付期間の満了する年度の1月から2月末日までの間で市長がその都度定める間とし、利用希望者は、市民農園利用申込書（様式第1号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 利用者の数が公募区画数に達しない場合は、公募する区画数に達するまでの間、随時利用申込みを受け付ける。

(選考の方法)

第8条 市長は、前条第2項及び第3項の規定による市民農園利用申込書を受理したときは、審査を行い、その結果を、市民農園利用許可（不許可）通知書（様式第2号）により利用希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知を受けた利用希望者と名護市民農園貸付契約書（様式第3号）による契約締結を行う。

（利用許可等の判断）

第9条 市長は、市民農園の利用申込みに対して、次に掲げる基準により利用許可等の判断を行う。

(1) 第7条第2項の公募による利用者の決定に当たっては市長が定める日に利用希望者による抽選を行い、これにより当選した者に利用許可を行うものとする。

(2) 前号の規定に関わらず、利用希望者の数が公募する区画数に満たない場合は抽選を行わない。ただし、同一区画に複数の利用を希望する者がいる場合は、前回から継続して同一区画の利用を希望する者を優先して利用許可を行うものとし、前回から継続して同一区画の利用を希望する者がいないときは、当該同一区画の複数の利用を希望する者のみ抽選を行うものとする。

(3) 第7条第3項の規定による利用者の決定は、申込みの先着順とする。

2 市長は、利用申込者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているときは、市民農園の利用許可を行わない。

3 市長は、第13条による市民農園利用の取り消しを行い、新たに募集区間が生じたときは、利用希望者のうちから、あらかじめ定められた順位に従って利用許可等を行うものとする。

（禁止行為）

第10条 市長は、市民農園の利用者に対し、次に掲げることを遵守させなければならない。

(1) 区画内に建物及び工作物を設置しないこと。

(2) 市民農園の施設、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。

(3) 営利を図る目的で市民農園を使用しないこと。

(4) 区画を第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 火気を使用し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。

(6) 環境に悪影響を及ぼすおそれのある農薬の使用を控えること。

(7) 多年生の作物及び樹木を栽培しないこと。

(8) 区画の形状を変更し、当該区画以外に立ち入り、又は他の借受人若しくはこれに隣接する土地所有者に迷惑を及ぼさないこと。

(9) その他市長が定める禁止行為

（損害賠償）

第11条 利用者は、市民農園に際し、農地及び他施設等に損害を与えた場合は、その損失を賠償しなければならない。

（損失補償）

第12条 市長は、市民農園の栽培作物の被害及び周辺施設等との事故による損失については、補償しないものとする。

（使用許可の取消し等）

第13条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、市民農園の利用を取り消し、契約解除の手続を行う。

(1) 利用者が第10条に掲げる禁止行為があったとき。

(2) 利用者が、市民農園契約解除届（様式第4号）により市民農園の契約解除を申し出

たとき。

- (3) 利用者が長期間利用を怠り、利用継続の意思のないとき。
- (4) 利用者が貸付料を市長が指定した日までに納付しないとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(権利)

第14条 利用者は、市民農園の利用に当たり、地上権、永小作権その他一切の権利は発生しない。

(返還)

第15条 市長は、貸付期間が終了する場合にあっては貸付期間の満了の日の前日までに、第13条の規定により貸付けの契約を解除する場合にあっては市長が指定する日までに、利用者に貸し付けた区画を原状に回復させ、返還させなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、市民農園の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年3月27日告示第22号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行年度における市民農園の貸付期間は、平成20年6月2日から平成22年3月31日までとする。

附 則（平成24年8月21日告示第129号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年1月16日告示第5号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の名護市民農園貸付契約による貸付期間については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月16日告示第5号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結した名護市民農園貸付契約については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

1 名護市民農園

区画番号	区画面積	利用料（月額）	区画番号	区画面積	利用料（月額）
1	40m ²	200 円	6	55m ²	275 円
2	40m ²	200 円	7	48m ²	240 円
3	40m ²	200 円	8	48m ²	240 円
4	48m ²	240 円	9	48m ²	240 円
5	50m ²	250 円	10	58m ²	290 円

備考 「貸付料」とは、1区画当たりの利用料に1区画当たり100円／月の共益費（水道代、汲み取り料等）を加えた額とする。

2 ふれあい市民農園

区画番号	区画面積	利用料（月額）	区画番号	区画面積	利用料（月額）
1	30m ²	150 円	16	30m ²	150 円
2	30m ²	150 円	17	30m ²	150 円
3	30m ²	150 円	18	30m ²	150 円
4	30m ²	150 円	19	30m ²	150 円
5	30m ²	150 円	20	30m ²	150 円
6	30m ²	150 円	21	30m ²	150 円
7	30m ²	150 円	22	30m ²	150 円
8	30m ²	150 円	23	30m ²	150 円
9	30m ²	150 円	24	30m ²	150 円
10	38m ²	190 円			
11	30m ²	150 円			
12	30m ²	150 円			
13	30m ²	150 円			
14	30m ²	150 円			
15	30m ²	150 円			

備考 「貸付料」とは、1区画当たりの利用料に1区画当たり100円／月の共益費（水道代、汲み取り料等）を加えた額とする。